

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで  
② 昭和47年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度ができたころ、A町役場で国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料は、私か両親が婦人会の集金人に納めていたが、申立期間①が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②については、B市在住のころであったが、市役所から督促状が届き国民年金保険料を納付した記憶があるので、きちんと調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年2月28日付けで払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、過去の国民年金保険料について、まとめて納付した記憶は無いとしている。

また、社会保険庁の記録によると、A町役場において昭和41年2月28日付けで国民年金手帳記号番号の払出しを受けた申立人を含む20人のうち、一人については、国民年金被保険者資格取得日にさかのぼって法定免除を受けている（詳細については不明）ものの、その他の19人については、全員が国民年金被保険者資格取得日から40年3月までの間、国民年金保険料の納付記録が未納とされていることが確認できる。このことから、当該20人については、40年3月末の時点において国民年金に未加入であった者に対して、41年2月

28 日付けで国民年金手帳記号番号を職権により払い出し、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得させた可能性が高く、こうした前提を踏まえると、国民年金制度が開始された時期に、A町役場において自ら国民年金の加入手続きを行い、その後の国民年金保険料を婦人会の集金人に納付したとする申立人の主張は、齟齬<sup>そご</sup>をきたすことになる。

しかしながら、申立人の申立期間①以降の納付履歴に着目すると、昭和 42 年 4 月以降 60 歳を迎えるまでの約 33 年間、申立期間②（3 か月間）を除いて未納無く国民年金保険料を納付し、そのうち 48 か月間は、国民年金保険料を前納していることが確認でき、申立人には高い納付意識がうかがえる。

こうした申立人が、申立期間①のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間について、i) 国民年金手帳記号番号の払出しを受け、ii) 婦人会の集金人が 3 か月ごとに国民年金保険料を徴収する、などの環境が整っているにもかかわらず、申立人及び集金人が共に申立人の国民年金保険料を未納のまま放置しておくとは考え難く、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

また、申立期間②については、B 市役所から督促され国民年金保険料を納付したとする申立人の記憶は鮮明である上、国民年金保険料の納付意識の高い申立人が、生活環境に変化が無かった当該期間に係る国民年金保険料のみを未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間及び 47 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年12月及び59年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から42年1月まで  
② 昭和58年12月及び59年1月

私の国民年金の加入手続は、母が行ってくれたので、具体的な加入の時期や場所は不明だが、当時、母に手渡していた生活費の中から国民年金保険料を納付してくれており、申立期間①が未加入期間とされていることに納得できない。

また、申立期間②については、私が会社を辞め、独立後すぐに国民年金に加入し、妻が市役所の窓口又は金融機関において、未納とすることなく保険料を納付しており、未納期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦一緒に昭和52年8月1日に払い出され、国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母親が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとしている申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立人の母親が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

一方、申立期間②については、申立人は、妻が市役所の窓口又は金融機関において、毎月国民年金保険料を納付していたとしているところ、同市役所の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、妻と共に昭和52年7月以降、61年10月に厚生年金保険に加入するまでの間、口座振替により国民年金保険料を納付し続けていることが確認でき、納付方法が申立人の主張と相違するものの、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、口座振替により国民年金保険料を納付している場合、残高不足により国民年金保険料が振替不能になったとしても、市役所から未納通知書が郵送されることから、納付意識の高い申立人が当該通知書を受け取っておきながら、わずか2か月間の申立期間②に係る国民年金保険料を未納のまま放置しておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年12月及び59年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月まで

私は、夫が昭和 63 年 6 月に退職した後、夫婦一緒に、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私が夫婦分を一緒に、納付書に現金を添えて、金融機関で納付していた。私たち夫婦は、経理、総務関係の仕事をしてきたため、国民年金に加入し、保険料を納付しないといけないことは認識しており、保険料の未納は考えられず、未納期間があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を平成元年 11 月 10 日に行っていることが確認できる上、申立人の夫の国民年金手帳記号番号が同年 11 月 7 日に払い出されていることが確認できることから、申立人及びその夫は夫婦一緒に加入手続を行ったものと推認でき、申立人の主張に不自然さは無い。

また、申立人の申立期間後の国民年金保険料の納付状況を見ると、数度にわたる第 1 号及び第 3 号被保険者への切替手続を適正に行い、国民年金を継続する強い意思がうかがわれ、加入意識、納付意識とも高いものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録によると、平成元年 11 月 13 日に、申立期間に係る申立人の夫の過年度納付書が作成されていることが確認できることから、夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立人にも同時期に過年度納付書が発行されていたものと考えられ、「納付書が届けば必ず納付していた。」とする納付意識の高い申立人は、当該過年度納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 63 年 6 月に退職した後、夫婦一緒に、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、妻が夫婦分と一緒に、納付書に現金を添えて、金融機関で納付していた。私たち夫婦は、経理、総務関係の仕事をしてきたため、国民年金に加入し、保険料を納付しないといけないことは認識しており、保険料の未納は考えられず、未納期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 11 月 7 日に払い出されていることが確認できる上、申立人の妻は、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を同年 11 月 10 日に行っていることが確認できることから、申立人及びその妻は、夫婦一緒に加入手続を行ったものと推認でき、申立人の主張に不自然さは無い。

また、申立人は、平成元年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を同年 12 月 1 日に一括で現年度納付していることが社会保険庁の記録により確認できることから、「未納の期間があれば必ず納付していた。」とする申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる上、同年 11 月 13 日に、申立期間に係る申立人の過年度納付書が作成されていることが確認できることから、申立人は、当該過年度納付書により申立期間の保険料を納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から同年8月まで

私は、将来、年金を多く受け取りたいと思い、昭和47年6月に国民年金に任意加入し、以降、同年8月までの間、家まで集金に来ていた女性に、国民年金保険料を納付していたと思う。その後、夫が病気になり入退院を繰り返していたので家計が苦しくなり、同年9月に任意加入被保険者の資格喪失の手続をした。

領収書をずっと保管していたが、夫の遺品を整理する際に処分してしまった。当時、家計を切り詰めて納付した国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月に国民年金に任意加入して、同年9月に経済的な理由でいったん国民年金被保険者資格を喪失したが、50年8月には再び任意加入し、その後は128か月の長期にわたって国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間（3か月）は、申立人が国民年金に任意加入した（国民年金手帳記号番号の払出しは昭和47年6月8日）直後の期間であり、申立人自らが任意加入手続を行っていないながら、直後の3か月の国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入後、女性の集金人に国民年金保険料を納付したこと、また、自ら資格の喪失手続をした経緯など、当時の状況について具体的に記憶しており、申立人の主張の信ぴょう性は高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年1月まで

私は、昭和36年4月の国民年金制度発足と同時に加入し、その後も「年金は切らしては駄目だ。」という夫の言葉を守り、年金記録が途切れないように国民年金保険料を納付してきた。しかし、社会保険庁に対する年金記録照会により、47年9月から48年1月までの期間の保険料の納付記録が無いことを知らされた。この期間は、家庭の事情で、仕事も短時間しか働けなくなった期間であったが、町役場で手続を行い、保険料を納付した。その時の保険料額は明確に記憶しておらず、領収証についても、夫の仕事の関係で転居を繰り返したので紛失してしまったが、納付したことは間違い無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度創設と同時に任意加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続や国民年金の種別変更手続についても、申立期間を除き適正に行っていることから、国民年金への加入意識及び納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間について、勤務していた事業所の当時の同僚から、短時間労働のため、厚生年金保険料が控除されないとの助言を受けたこともあって、明確に認識して国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しており、上記のとおり、各種手続が適正に行われていることが確認できることを踏まえると、申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張には信憑<sup>びよう</sup>性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から45年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から45年3月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで  
③ 昭和48年1月から同年3月まで

昭和41年4月に結婚し、A町に引っ越し、同年6月以降、国民年金保険料については自宅に来た集金人に私が納付しているはずである。しかし、年金手帳を紛失した部分の期間とそれ以降の一部の期間に未納となっている部分があり納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和39年5月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能であったことが確認できる。

また、昭和41年4月の結婚を機に、年金制度の重要性を改めて認識するようになった申立人は、同年6月から集金人に国民年金保険料を納付し始めたところ、この時期以降、未納とされている3箇所の申立期間を除き、60歳に至るまでの間、合わせて337か月を納付するなど申立人の納付意識の高さがうかがえることから、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間②及び③については、それぞれ3か月と短期間であり、申立期間②及び③の前後の期間はすべて国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる上、申立人は原則として自宅に来た集金人に現年度納付したとしているものの、申立人が所持する年金手帳には、集金人の検認印が無い

にもかかわらず、記録上納付済みになっている期間も散見されることから、年金手帳の検認欄に押印が無い申立期間②及び③についても、送付された納付書により国民年金保険料を納付したものと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月及び同年3月

私は昭和40年2月に会社を退職し、資格取得後は独立する予定であったため、今後は国民年金の世話になるので国民年金は大事にしようと夫婦で話し合い、妻に国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を任せました。

社会保険事務所で年金記録を調べたところ、昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料が未納とされていましたが、当時、妻がつけていた家計簿に昭和40年2月及び同年3月の保険料を納めたことが記載してあるので、申立期間が未納とされていることに納得できません。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の家計簿を見ると、昭和40年3月31日の欄に「保険2、3月分 600円」と記載されており、当該金額は申立期間当時の二人分の国民年金保険料と一致する上、前後の記載において、類似の費目及び金額の記載が無いことから、当該記録は申立期間に係る国民年金保険料の納付として特定でき得る信ぴょう性の高いものと推認できる。

また、申立人は、昭和40年2月に会社を退職し、妻と話し合って国民年金に加入することとしたと主張しているところ、家計簿の記載により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の翌日に、申立人の妻が市役所に行ったことが確認できることから、その日に申立人の妻が市役所で国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間は2か月と短期間であり、申立人及びその妻は、申立期間を除き、国民年金に加入すべき期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、共に納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月及び 59 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月及び 59 年 1 月

私は、夫が会社を辞め、独立した直後の昭和 52 年 3 月に国民年金に加入し、市役所の窓口又は金融機関において、国民年金保険料を未納無く納めていたと記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の窓口又は金融機関において国民年金保険料を未納とすること無く、毎月納付し続けたとしているところ、同市役所の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、夫と共に昭和 52 年 7 月以降、61 年 10 月に厚生年金保険に加入するまでの間、口座振替により国民年金保険料を納付し続けていることが確認でき、納付方法が申立人の記憶と相違するものの、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、口座振替により国民年金保険料を納付している場合、残高不足により国民年金保険料が振替不能になったとしても、市役所から未納通知書が郵送されることから、納付意識の高い申立人が当該通知書を受け取っておきながら、わずか 2 か月間の申立期間に係る国民年金保険料を未納のまま放置しておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和27年8月29日)及び資格取得日(昭和28年1月7日)の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月29日から28年1月7日まで

昭和27年6月に義父とA社を設立し同時に厚生年金保険の新規適用事業所の手続をし、被保険者資格を取得しましたが、同年8月から5か月間の被保険者期間に空白ができています。

自らが役員兼工場長の職に就いている会社で、被保険者期間が空白になることは、常識では考えられない。

年金記録が社会問題となり、社会保険事務所に記録の調査を依頼しましたが、納得できる回答が得られないので、申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和27年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月29日に同資格を喪失後、28年1月7日に同社において再度資格を取得しており、27年8月から同年12月までの被保険者記録が無い。

しかし、元従業員の証言及び申立人が所持している当時の家計簿から、申立人が、申立期間にA社において、業務内容及び勤務形態の変更も無く継続して勤務していたことが認められる。また、申立人以外の従業員は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年8月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 5 日から 36 年 4 月 29 日まで  
② 昭和 36 年 5 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 4 月 20 日まで  
④ 昭和 40 年 4 月 21 日から同年 7 月 20 日まで  
⑤ 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 10 月 26 日まで

社会保険庁の記録によると、私が勤めていたA社、B社、C社、D社及びE社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したこととされているが、私は、当時、脱退手当金という制度を知らなかった上、最初に勤務したF社に係る期間についての脱退手当金の請求を失念していることは不自然であり、支給したとされる日は、第一子の出産月で受け取ることはできないので、脱退手当金が支給済みとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年9か月後の昭和42年8月14日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より前のF社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が中学校卒業後に初めて就職した事業所の被保険者期間(約2年間)を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和31年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から34年3月8日まで

昭和31年からA社(34年3月8日、B社に社名変更)に入社し、5年間勤務した。同社が廃業したため、同僚二人と一緒にC社に入社した。A社に在籍していた32年ごろ、病院で手術をした。この時、会社からもらった健康保険証を使った。傷病手当金ももらったと記憶している。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において昭和31年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚は、「申立人は、自分と同時期に被保険者資格を取得しており、健康保険にも入っていたはずである。」と証言している上、申立期間当時に勤務していたことが確認できる元従業員9人も「申立人と一緒に勤務していた。」と証言している。

また、申立人は、当時の就業に関する状況及び健康保険を使用した手術や入院の状況を具体的かつ鮮明に記憶していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人のことを記憶している複数の元同僚が、「当時、入社と同時に厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていた。」旨の証言をしているところ、当該元同僚すべてに厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の被保険者名簿を見ると、申立期間当時に、健康保険被保険者番号が60番の被保険者が昭和32年2月1日に、61番の被保険者が31年8月21日に、62番の被保険者が32年4月1日にそれぞれ被保険者資格を取得していることが確認できる上、ほかに資格取得日がさかのぼって訂正されている者も25人確認できることから、当該事業所の事務処理が不適切であった可能性もうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社において昭和31年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同事業所（退職時の社名はB社）を退職する35年1月25日まで引き続き勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る社会保険事務所の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に倒産しており、事業主も亡くなっていることから、確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該記録を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は昭和31年8月から34年2月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格喪失日に係る記録を昭和38年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和38年3月1日にA社に就職し、以後継続して同社に勤務していたが、同社本社から同社B工場に転勤した同年7月の厚生年金保険被保険者期間が欠落している。厚生年金保険料も続けて給料から引かれており、申立期間の記録が欠落しているのはあり得ず、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった役員名簿(申立人の勤務経歴が記載されたもの)及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和38年8月1日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から同年12月までの期間、41年10月から50年2月までの期間、50年4月から同年6月までの期間、50年10月から同年12月までの期間、56年7月から同年9月まで期間、57年1月から同年3月までの期間、58年1月から61年3月までの期間及び平成12年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から同年12月まで  
② 昭和41年10月から50年2月まで  
③ 昭和50年4月から同年6月まで  
④ 昭和50年10月から同年12月まで  
⑤ 昭和56年7月から同年9月まで  
⑥ 昭和57年1月から同年3月まで  
⑦ 昭和58年1月から61年3月まで  
⑧ 平成12年4月から同年11月まで

私は、昭和39年4月に結婚し、義母が経営する店の手伝いをしていたところ、義母から国民年金への加入を勧められ、同年末か40年初めごろにA市役所において国民年金の任意加入手続を行い、その後の国民年金保険料を郵便局かA市役所で納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。

B市に転居した後についても、途切れること無くB市役所において国民年金保険料を納付し、領収書をもっていたと記憶しており、申立期間が未加入及び未納期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年末か40年初めごろに国民年金の任意加入被保険者資格を取得して以降、60歳を迎えるまでの間、途切れること無く国民年金保険料を納付し続け、申立期間①から⑧までの国民年金保険料をすべて納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は40年1月28日に払い出されていることから、申立期間①については、国民年金の任意加入被保険者資格を取得

する前の未加入期間であるため、申立人は、制度上、当該期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和41年10月2日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、50年3月15日に二度目の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、当該期間は、二度目の任意加入被保険者資格を取得する前の未加入期間であるため、申立人に対して納付書が発行されず、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立期間③から⑥、及び申立期間⑦のうちB市に転居するまでの期間については、申立人は、国民年金保険料を郵便局かA市役所において納期限に遅れること無く納付し、申立期間⑦のうち、B市に転居して以降の期間については、B市役所において納期限に遅れること無く納付していたとしているが、社会保険庁の記録によると、納付済みとされている期間について、過年度納付していた期間や重複納付により未納期間へ充当されている期間があることが確認でき、申立人の主張と相違する。

加えて、申立期間⑧については、申立人は、平成12年の秋ごろ、当該期間に係る国民年金保険料を一括納付したとしているが、社会保険庁の記録によると、15年1月24日に発行された過年度納付書により、12年12月の1か月分の国民年金保険料が15年1月28日に過年度納付されていることが確認できるものの、申立期間に係る納付記録は無く、納付場所及び一括納付した保険料額についての申立人の記憶も定かでない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで

元夫(昭和43年2月20日死亡)が、夫婦で国民年金に加入したいと言い、私の分も一緒に加入の手続きをして国民年金保険料を納付してくれていた。そのため、保険料の納付方法などについて詳しい記憶は無いが、36年4月から39年3月までの間も保険料を払っていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和39年10月13日に払い出されており、この時期に加入手続きが行われたとした場合、申立期間の一部は時効により納付できない期間となる上、申立人自身は直接関与していないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和39年度の検認印から、手帳記号番号払出日の翌日に昭和39年4月から9月までの6か月分の国民年金保険料を一括納付していることが確認できる上、昭和36年度から38年度の検認欄には、納付を示す検認印が押されていない。

加えて、申立人の国民年金への加入手続きや保険料の納付を行っていたとしている元夫についても、申立期間については未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年9月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年9月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、自宅を訪れた女性の集金人に国民年金の加入勧奨を受け、昭和36年に加入した。その集金人に毎月100円の国民年金保険料を納めていたが、後に、保険料は少しずつ上がっていった。

市役所から、「国民年金保険料を納めないと、将来年金がもらえない。」との通知が来たので、さかのぼって国民年金保険料を納めたことはあるが、申立期間の保険料はいずれも、毎月、集金人に納付していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和44年9月19日に払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認されるが、この時点では申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。さらに、申立人が、その主張どおり、集金人に申立期間①に係る国民年金保険料を納付するためには、36年4月ごろに、前述の44年9月19日に払い出されたものとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、そのころに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②については、社会保険庁の記録だけでなく市の国民年金被保険者名簿においても国民年金保険料が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 913

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年10月まで

私は、店を営む夫と結婚し、夫婦で商売を行っていた昭和36年4月ごろ、市役所の職員に国民年金の加入を勧められ、同市役所において夫婦の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は自宅兼店舗において集金人に対し、当初は毎月夫婦二人分の保険料として250円を納付し、その後は3か月ごとに夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと記憶しているのに、未納となっている記録があり納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を集金人に夫婦二人分併せて納付したとしているが、社会保険事務所の記録によると、夫についても申立期間の保険料は未納となっている。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和40年10月25日に連番で払い出されており、この時点において、申立期間の一部については時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人には保険料をさかのぼって納付したことについての具体的な記憶が無く、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出し以降の同年11月から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月、同年3月、44年2月から49年3月までの期間及び49年7月から58年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月及び同年3月  
② 昭和44年2月から49年3月まで  
③ 昭和49年7月から58年6月まで

両親の国民年金保険料を集金に来ていた集金人が、何度も国民年金に加入するよう勧めたので、昭和43年に、母が、私の分の国民年金加入手続をした。その後、申立期間の保険料については、母が私と父の分も含めて3人分を納付してくれていた。私は、中年の男性が集金に来て、母が保険料を払った時に印紙を年金手帳にはっていたことを記憶しており、支払いが遅れた時は、母が、支所に行って保険料を納付していたと思う。

私が昭和44年5月に結婚した後も、母が変わらず国民年金保険料を納付してくれていたし、47年7月に近くの町に住んでいた時にも、母が実家のある町で納付してくれていたはずである。母は既に亡くなっており、当時の領収書や年金手帳は家屋の建て替えの際に紛失してしまった模様で資料は無いが、当時、まだ若く、年金に興味が無かった私のために、母が年金は大事だからと言って保険料を納付してくれていたのを調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の母親が申立人とその父親の分も含めて3人分の国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立期間について、申立人の両親が共に納付済みとなっている期間が無い上、昭和46年4月から51年3月までの期間については、両親共に申請免除期間となっており、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間③については、申立人の国民年金保険料を納付していたと

する申立人の母親は、同期間のほぼ中間に当たる昭和 54 年 7 月に死亡しており、申立人の主張と一致しない。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、昭和36年から40年までは国民年金保険料を納付していませんが、41年からは納付した。41年4月から42年3月までの国民年金保険料は納付が確認され、同年3月から同年11月までの期間について厚生年金保険の記録も見つかったので、同年3月分は重複納付しているとして保険料が還付された。厚生年金保険の被保険者期間の前から同じ会社で勤務していて、一時だけ正社員になったが、そのとき以外は厚生年金保険に入っていなかったため、41年からずっとやめずに国民年金保険料を納付していた。厚生年金保険に入っていた期間もずっとやめずに国民年金保険料を納め続けていたし、その後も未納になっていることが納付できない。震災で被災し、引っ越したため資料は残っていない。私は必ず手続し、保険料を納付してきたし、納付記録が抜けているなんて考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、A市からB市へ転居したとしているところ、申立期間の直前の昭和41年度の国民年金保険料の納付状況が記録されている国民年金被保険者原票を見ると、申立人の住所は、A市の住所のみが記載され、「不在」と押印されていることが確認できる上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿(申立人の手帳記号番号払出しは昭和41年7月16日)においても、申立人の欄に「A市 不在」と押印されていることが確認できることから、申立人については申立期間当時、不在被保険者として認識され、集金人が訪問しなかったものと考えられ、申立人にもB市へ転居した後におい

ては、集金人を通じて保険料を納付した明確な記憶が無い。

さらに、転居先のB市において、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から48年1月まで  
私は、昭和40年4月に、A市に住む親方（後の義父）の家に同居させてもらいながら、兄弟子、親方の次女（後の兄弟子の妻）及び三女（後の私の妻）と共に修業をしていました。当時、私と同じように修行していた兄弟子、兄弟子の妻及び私の妻については、親方が国民年金の加入手続を行った上で、国民年金保険料を納付していた記録が残っているのに、私だけ国民年金保険料を納付した記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市にある親方の家に住み込んで、修業をしていたとしているが、申立人の戸籍の附票によると、申立期間を含む昭和43年8月から48年6月まで、B市内に申立人の住所があったことが確認できる上、申立期間当時、国民年金保険料の収納は市町村単位で行われていたことから、申立人が修業していたA市において、申立人の親方が、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは制度上考え難い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間以降の昭和51年2月1日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付できない上、それ以前にA市及びB市で別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月から同年 6 月まで  
② 昭和 35 年 6 月から同年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 9 月 1 日から同年 9 月 20 日まで

市が保管している私の人事記録に記載されている職歴と社会保険事務所における厚生年金保険の記録のうち、A社（申立期間①）、B社（申立期間②）及びC社（申立期間③）に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社の経営者は、同一の場所でD社という別会社を経営していたが、私自身はA社に係る仕事をしていた。同社は個人商店であったかも知れない。」としており、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶もあいまいである。

また、昭和 30 年 8 月から 37 年 6 月までD社に在職していた元事務員は、「A社は個人事業所であり、同事業所には 4 人ほどしか在籍していなかった。A社とD社は同じ場所で営業していたが、D社はA社とは組織が別であった。」と証言しているほか、D社の厚生年金保険の新規適用日である 34 年 7 月 1 日から 35 年 6 月までの間に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は 11 人いるが、その中にも申立人の氏名は確認できない。

加えて、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

2 申立期間②については、元同僚の証言から判断すると、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、当該元同僚は、申立人の勤務期間につ

いては覚えておらず、申立人の勤務状況は明確でない上、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確に記憶していない。

また、社会保険事務所が保管しているB社に係る被保険者台帳を見ると、申立人の同社における健康保険番号は11番であることが確認できるところ、当該番号の1番から10番までに欠番は無く、これらの者は、同社の新規適用日の昭和34年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、同台帳には記録上不自然な点は無く、申立人が同台帳で確認できる同資格取得日(35年10月1日)以前に当たる申立期間②(35年6月から同年10月1日まで)においても、同被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、C社で昭和38年9月1日に被保険者資格を取得している元従業員3人は、「同社に入社したのは38年6月1日であるが、試用期間が3か月ほどあり、試用期間終了後に厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が給与から控除されていた。」と証言しており、同社においては、入社後に試用期間があり、試用期間中には厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、申立人は、C社での同僚等の名前を覚えておらず、証言等を得ることができない上、同社は平成19年12月31日に全喪しており、当時の状況を確認することもできない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人が当該期間において厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月から20年8月まで

私は、いとこの紹介により、昭和18年5月から終戦までの間、A社において寮に住み込みで勤務していた。

当初は、B課で勤務し、後にC部署にも勤務していたが、社会保険庁では、私の同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いとされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、いとこの紹介により、昭和18年5月から終戦までの間、A社において勤務していたとしているところ、同時期に申立人同様、勤務していた元従業員の証言と、申立人の記憶する同社についての状況がほぼ一致している上、社会保険庁が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の上司であったとする工場長の被保険者記録が確認でき、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人を同社に紹介したとするいとこの被保険者記録は確認できない。

また、当時、同社には何百、何千の人が出入りしていたと推認されるどころ、申立人が記憶している同僚は上司であったとする工場長及びいとこであるが、両者は既に亡くなっており、証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和30年9月8日付けで全喪していることが確認できる上、当時、同社で勤務していた複数の元従業員から聴取しても申立人についての記憶や、厚生年金保険への加入状況については不明であるとしており、当時の状況及び雇用条件等について確認することはできない。

加えて、申立人は、当時の給与支給額や、厚生年金保険料が給与から控除さ



れていたかどうかは不明であるとしている上、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたこと示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 1 日から 53 年 12 月 31 日まで  
私が保管している源泉徴収票の社会保険料の金額から計算したところ、申立期間当時の標準報酬月額はもっと高くなります。また、源泉徴収票の支払金額から標準報酬月額分を控除して算定した賞与の金額は過大であり、標準報酬月額はもっと高いはずです。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している源泉徴収票の「社会保険料の金額」は、社会保険事務所の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料及び健康保険料に雇用保険料を加えた金額とほぼ一致している。

また、申立人は、申立期間当時の賞与は月額給与の1か月分以下であり、源泉徴収票の「支払金額」から社会保険事務所の標準報酬月額相当分を控除した賞与が高過ぎると主張しているが、申立人と勤続年数及び年齢がほぼ同じである元従業員6人に確認したところ、賞与について、一人は月額給与の1か月から2か月分、一人は1.5か月から2か月分、一人は2か月分以上（他の3人は覚えていない。）としており、申立人の記憶と一致しない。

さらに、申立期間当時の被保険者原票から、申立人の標準報酬月額は、申立人と勤続年数及び年齢がほぼ同じ元従業員9人の標準報酬月額とおおむね同水準であることが確認できる。

加えて、事業主は、申立期間当時の確かな記憶は無く、関係書類も保管していないので分からないとしている上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月25日から同年9月5日まで  
② 昭和38年10月10日から同年12月20日まで  
③ 昭和38年10月1日から39年2月10日まで  
④ 昭和42年2月10日から同年9月20日まで  
⑤ 昭和42年10月21日から43年1月25日まで  
⑥ 昭和43年5月1日から同年8月1日まで  
⑦ 昭和47年4月1日から同年12月20日まで  
⑧ 昭和47年4月から同年8月1日まで

昭和25年8月25日から平成3年10月30日までの期間492か月、厚生年金保険に加入し、給料から保険料を納めてきた。昭和61年に年金の裁定請求書を提出して以降被保険者記録照会回答票では、被保険者期間が450か月と回答されており、私の年金加入期間と相違している。調査願います。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立てに係る事業所であるA社が保管する人事記録により、申立人は昭和25年8月20日から同社に在籍していたことは確認できるが、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①当時の同名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、同事業所の担当者は、申立期間①当時の関係資料が残っておらず、当時の状況が不明であるとしており、申立期間①当時の状況が確認できない。

2 申立期間②について、申立人は昭和38年10月10日付けで退職すること

を申立てに係る事業所であるA社に申し出たが、承諾してもらえず籍だけは同年12月20日まで残し、給料も支給され厚生年金保険料も控除されていたと主張しているが、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細、源泉徴収票等）は無い。

また、A社が保管する人事記録には昭和38年10月10日付け退職と記載されており、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、同事業所の担当者は、申立期間②当時の関係資料が残っておらず、当時の状況が不明であるとしており、申立期間②当時の状況が確認できない。

- 3 申立期間③について、申立てに係る事業所であるB社の元同僚が申立期間当時、申立人と一緒に仕事をしていたことを証言しており、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所は既に廃業しており、申立期間③における申立人の勤務状況等について確認できない上、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時の同名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立てに係る事業所であるC社の元同僚が申立期間当時、申立人が勤務をしていたことを覚えていると証言しており申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所は既に廃業しており、申立期間④における申立人の勤務状況等について確認できない上、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時の同名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間④に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

- 5 申立期間⑤について、申立てに係る事業所であるD社の元同僚が申立期間当時、申立人が勤務していたことを覚えていると証言しており、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所は既に廃業しており、申立期間⑤における申立人の勤務状況等について確認できない上、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時の同名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間⑤に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

- 6 申立期間⑥について、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立てに係る事業所であるE社に係る厚生年金保険被保険者資格を当該期間の直後の昭和43年8月1日に取得していることが確認できる上、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時の同名簿の整

理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

また、同事業所は既に廃業しており、申立期間⑥における申立人の勤務状況等についても確認できない。

さらに、申立期間⑥に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

- 7 申立期間⑦について、社会保険庁の記録によると、申立てに係る事業所であるF社は昭和47年4月1日に全喪となっており、申立人も当該事業所の全喪の日付をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、全喪の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、同事業所は既に廃業しており、申立期間⑦における申立人の勤務状況等においても確認できない。

さらに、申立期間⑦に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

- 8 申立期間⑧について、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立てに係る事業所であるG社に係る厚生年金保険被保険者資格を当該期間の直後の昭和47年8月1日に取得していることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録でも、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、同事業所は既に廃業しており、申立期間⑧における申立人の勤務状況等について確認できない上、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時の同名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 9 このほか、申立人が申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 10 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 37 年 2 月まで

A社に勤務していた人の紹介で同社に臨時社員として勤務した。私の姉も臨時社員として一緒に勤務していた。私は、目視検査された製品を木箱に入れる作業等をしていた。調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社への就職を申立人に紹介した元従業員及び同社の元臨時社員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に申立人とほぼ同時期に臨時社員として一緒に勤務していた姉及び上記の証言をしている元臨時社員についても、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、厚生年金保険被保険者名簿によると、A社においては、昭和 36 年 4 月 1 日に 89 人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、翌 37 年 2 月 15 日まで同資格を取得した者はおらず、36 年 4 月 1 日に同資格を取得した数名にアンケート調査を行ったところ、すべて正社員であったと証言している。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿によると、通常、毎年 4 月ごろに多くの者が被保険者資格を取得しているところ、昭和 37 年 10 月 1 日に 196 人が被保険者の資格を取得していることが確認できることから、同日に資格を取得した者に確認した結果、「以前は、臨時社員は正社員と待遇が違い、社会保険には加入させてもらえなかった。臨時社員の労働争議があり、37 年 10 月に厚生年金保険に加入させてもらえるようになった。」、「私も臨時社員であった。」等の回答が得られた。このことから、同社は、臨時社員について、37 年 10 月に初めて厚生年金保険に加入させており、それ以前は加入させていなかったことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 471

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 26 日から 41 年 3 月 1 日まで  
A社に昭和 39 年 10 月に入社し、41 年 8 月に退社するまでの間、申立期間の 3 か月間について、厚生年金保険の被保険者記録が途切れていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことも明確に記憶していない。

また、申立人は、昭和 41 年 2 月に 20 日間ほど帰省し結婚式を挙げたので、妻を健康保険の被保険者にしてもらうため、事業主に健康保険証を提出したと主張しているが、社会保険事務所が保管している A 社に係る被保険者名簿を見ると、申立人に係る健康保険証は同年 1 月 5 日に返納された記録が確認でき、申立人の記憶と相違している。

さらに、社会保険事務所の記録を見ると、申立人は、昭和 39 年 10 月 1 日に A 社における厚生年金保険被保険者資格を取得し、厚生年金保険記号番号が払い出されていることが確認できるが、41 年 3 月 1 日に再び A 社で被保険者資格を取得した時の厚生年金保険記号番号は、申立人が同社に勤務する以前に勤務していた別の事業所で払い出された厚生年金保険記号番号であることが確認できることから、事業主は、申立人から提出された当該記号番号の厚生年金保険被保険者証を基に、同社における厚生年金保険の再加入手続を行ったものと推認される。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 6 月まで

昭和 15 年 11 月に採用通知を受け取り、16 年 5 月から満州の教習所で約 1 年間学び、17 年 4 月に勤務先が決定して、20 年 6 月まで勤務しました。当時基幹産業である炭鉱事業が国策により推進されていたことは、現在でも容易に推察できます。求人募集時は日本の会社という説明を受けているし、勤務地が満州であるということを持って、厚生年金法の適用範囲は及ばないとするのは到底納得できません。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び当時の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることは確認できない。

また、昭和 17 年 6 月 1 日に施行された労働者年金法、及びこれを引き継ぎ改正された厚生年金保険法が適用される区域は「内地」である日本国内であり、「外地」である旧満州国には適用されなかったことから、申立人が勤務していたとするA社については、そもそも厚生年金保険の適用外であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。